

15. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

## 15. 評価書案意見交換会における住民からの意見の概要及びこれに対する事業者の見解

「（仮称）吹田円山町開発事業環境影響評価評価書案」について、吹田市環境まちづくり影響評価条例第13条第1項の規定に基づき、平成28年10月2日に「評価書案意見交換会」を開催した。

評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解は、表15-1に示すとおりである。なお、意見交換会の場において述べることができなかつた内容についても整理するとともに、平成29年2月の「（仮称）吹田円山町開発事業事業者見解書」の提出時点における状況も踏まえ記載した。

表 15-1 (1) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>評価書案要約書 P2 に「周辺地域に開かれ、地域をつなぐ安全な動線計画」とうたうのであれば、華明会と接続されるべきではないか。本事業だけでなく、近畿財務局跡地の開発もあるため、華明会は受ける影響が大きい。せめて、人と自転車が行き来できる道路は必要。</p>	<p>地域をつなぐ動線としましては、円山町方面と垂水町方面、名神高速方面をつなぐ動線を計画しております。</p> <p>動線計画を示した評価書案要約書 P2 の図の縮尺では分かり辛いですが、円山町（華明会）側の道路と事業計画地の間に、細長い第三者の土地があり、事業者としてはどうすることもできませんので、現在の計画となっています。</p>
	<p>建設機械の稼働時における大気汚染項目の二酸化窒素の予測結果において、環境基準は満足するが、吹田市の環境目標は上回っているとの説明があったが、我々はそういった工事を受忍することになる。華明会への接道などをお願いしたい。</p>	<p>意見交換会当日に土地所有者の会社のご役員の方より、これまでの周辺開発における寄付同様、本件への全面協力のご意思を直接お伺いできましたので、改めて道路の接続について、関係者と協議を行っております。なお、仮に道路の接続が可能となった場合は、災害時には車の通行が可能な歩行者専用道路として検討しております。</p>
	<p>第三者の土地はどういう形状のものなのか。</p>	
	<p>第三者の土地について、所有者から協力が得られないという説明があったが、どんな協力が得られなかったのですか。</p>	<p>周辺住民の方から道路接続のご要望がある旨、当該土地の所有者の方にお伝えし、道路として提供して頂くようなご意思がございませうかとお伺いしましたが、今のところはご意思がないとのお回答をお伺いしております。</p>
	<p>道路接続の話は一切聞いておりません。私はその第三者の土地の所有者です。私の会社が所有しています。円山町の会長には協力するという返事をしてしています。地元、円山町にずっとおりますが、悪者にはなりたくない。</p> <p>私は、これまでも周辺地域で開発があった際に、土地の価値で総額5億円を市に寄付しており、今回の開発でも協力する旨を自治会長には伝えている。</p>	<p>吹田市開発事業の手続等に関する条例に基づく構想手続きを委託している業者が、2016年8月25日に、事業者から土地ご所有者の会社を訪問し、面談をしております。その際に、道路として提供して頂くようなご意思がございませうかとお伺いしましたが、今のところはご意思がないとのお回答であったと認識しておりました。</p>
	<p>一体誰が土地所有者と交渉したのか。</p>	
	<p>北東部の空白地については、事業者が購入したと聞いているが、将来どのような計画をされているのか。マンションが建つようなことはあるのか。</p>	<p>用地確定をしておらず、確定がいつになるかは未定です。現時点で、本事業の計画地として、含めておりません。</p> <p>こちらについても、計画地と同様に吹田市風致地区内における建築等の規制に関する条例に基づく規制がかかっておりますので、仮に計画させていただくとすると、同様な計画になるかと思っております。戸建かどうかは決まっております。</p>

表 15-1 (2) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
事業計画	<p>評価書案要約書 P7 の排水設備計画について、現在、排水をどのような方法で、どちらに流されるのか。</p> <p>今でも雨が降るとあふれるなどの問題が起こっている。現状の問題も含めて、吹田市はこの計画を了承しているのか。</p> <p>また、汚水についてはどうか。300 軒の 1 割として、30 軒が 1 軒当たり 40～50 リットルの汚水を同時に流すとしたら 1200 リットルにもなる。吹田市の下水課の方にも聞きたい。</p>	<p>公共下水の処理区域に入っており、吹田市の技術基準に従って、現在の処理区は変えずに、既存の下水管に放流する計画です。また、技術基準の中で、一時的な雨、洪水時の雨水については、区域の中に雨水抑制施設を設け、洪水時の雨水を一旦貯留し、抑制して放流することにより、下流の公共下水の負担を軽減する計画です。道路の下に、管内貯留といいますが、このエリア内でも地下に構造物をつくってこの中で貯留して抑制することで、関係部局と協議を行っています。</p> <p>汚水について、区域内は分流式なので、汚水と雨水を別々に収集して、今回、放流先は合流式になっているので、公共下水道の合流式の方へ放流する計画です。ご意見も踏まえ、ゲリラ豪雨にも防災上対処しながら、汚水についても公共下水道の基準を守って放流するよう努めていきたいとの考えで、関係部局と協議を行っています。</p>
	<p>抜け道にならないようにするとの説明があったが、具体的にはどういうことか。</p>	<p>歩車共存道路やイメージハンプとすることによって、事業計画地を通り抜けしにくいようにし、周辺の方々の利用は、既存の道路を利用していただくように考えています。</p>
	<p>私は計画地の南西部の垂水西橋に向かう道路沿いに住んでいるが、計画地の中に垂水西橋に接続する車道がないので、300 世帯の車が、垂水西橋を渡るために、家の前の狭い道路を抜けてこられるのが心配。</p>	<p>歩行者の安全性を確保すること、車の通過を抑制することを理由に、事業計画地から垂水西橋に接続する道路は、歩行者のみが通過する道路とします。</p>
大気汚染	<p>吹田市の環境目標について、満たしているのかどうか、詳しく説明してほしい。</p>	<p>評価書案要約書の P49、大気汚染の① a . 建設機械の稼働の二酸化窒素の部分で、「吹田市の環境目標を上回るものの、環境基準を下回っている」と記載のとおりです。</p> <p>本予測は工事計画から建設機械の機種・台数を考慮し、その排ガス負荷量が最大となる 1 年間について、全ての建設機械が稼働する最大条件で予測を行った場合の結果です。</p> <p>なお、本事業では、作業工程の平準化により建設機械の集中稼働を回避する、排出ガス対策型の建設機械を使用するなどの取組を実施することにより、建設機械の稼働による大気汚染への影響を可能な限り低減する計画としています。</p>
交通安全	<p>評価書案要約書 P44 に記載しているマウントアップ歩道とは何か。</p>	<p>マウントアップ歩道は、普通によくある歩道で、車道より歩道が少しあがって段差があるような歩道のことです。</p>

表 15-1(3) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
交通混雑	<p>大林組のトラックがたくさん事業計画地の中に入っていき、何を工事しているのか。</p> <p>トラックが行き違えないところがある狭い道である。工事車両はどういうルートか。</p> <p>名神高速側道沿いのマンションに住んでいるが、気分が悪くなるほどトラックやダンプがすごく通っており困っている。現在の野村不動産の工事トラックだけでも、窓を開けられない生活を強いられている。大林新星和不動産と野村不動産の工事により、今後4年間、窓を閉めて生活しなくてはいけないのか。</p>	<p>今、事業計画地の中に入っているトラックは、野村不動産さんの事業の車両です。</p> <p>野村不動産さんが工事に入られるときに、生活道路を通らないようにしてほしいというご意見があったと聞いており、円山垂水一号線から本事業地を通るルートとなっています。本事業においても、同様のルートとなりますが、工事用車両が集中しないようにすること、また、狭い道路ですので、工事関係者には十分注意するよう指示して行っています。</p>
交通混雑 騒音	<p>ディオレ江坂の前の道路について、今後4年間、1日のダンプの発生は何台になるのか。騒音の問題でディオレ江坂の前では既に被害が出ている。なぜかという、かなりの坂になっており、ダンプがそこでふかして行く。それに関わる環境問題、周辺の環境について配慮しないということであれば、我々、当マンションとしては、名神高速側道にダンプを通すということに対して強硬に反対したいと考えている。</p> <p>ディオレさんの前から計画地の入口までの間、ダンプ街道になっている。道がものすごく狭い。昔、道が狭いから、ガードレールだけあったが、それが今ガードレールの一部を取っている。歩道を確保してほしい。やっぱり事業者さんが歩道を設置すべきだと思う。検討をお願いしたい。</p> <p>名神高速側の方に歩道を設ければよいではないか。</p>	<p>本工事で発生するダンプカーが最大になるのは、着工後16ヶ月目になりますが、一日に92台のダンプが発生すると予想しています。これについては、工事車両が入場してから退場するまで、1日11時間程度ありますが、平均すると1時間に10台程度と想定しています。</p> <p>その時に発生する騒音は、お手元の評価書案要約書P54の表に示すとおり、名神高速の側道の地点で予測しており、68.4dB、複合影響で68.6dBであり吹田市の環境目標値及び環境基準値70dBを下回る結果となっています。</p> <p>ご意見のところは、大林新星和不動産の持っている土地ではありませんので、道路拡幅ということになると隣接の方のご協力が必要となるので難しいと思います。</p> <p>名神高速側に歩道を付けるというご意見についても、既に高速道路で現実的に難しく、法面についても所有者さんのご協力が必要となるので難しいと思います。</p>
安全 コミュニティ	<p>評価書案要約書P60の安全のところ避難所に関する数字が記載されていない。学校に関する詳しい表も評価書案要約書には記載がないが、配布してもらいたい。華明会では、避難の際や就学についてなど重要な事項である。</p>	<p>評価書案要約書では、文言でしか記載しておらず、具体的な数字は記載しておりません。この辺の資料については、これを抜き出してお配りするという事は考えておりませんが、これらの資料については、評価書案というのがあり、市役所で閲覧という形でおいておりますので、ご確認いただきたいと思います。</p> <p>なお、評価書案は事業者作成によるホームページでも公開しています。</p>
その他 (地下水)	<p>水や土、地下水について、影響がないということで、環境影響評価項目から外されているが、垂水神社の滝の水量は、名神高速道路のできる前とできた後とでは、明らかに減少している。</p>	<p>環境影響評価項目の選定について、本事業においては大規模な地下水の汲み上げ等は行わないため、環境影響評価項目としては除外しています。</p>

表 15-1(4) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
<p>その他 (地下水)</p>	<p>垂水神社関係者から大林新星和不動産に対して、①大林新星和不動産が所有する部分の垂水の森の寄付、②地下水調査を要望した。</p> <p>①については、寄付だけでなく斜面地の防災工事も大林新星和不動産が実施、②については、通常の開発では必要としない掘削深さでのボーリング調査を大林新星和不動産が実施、ということになり、大林新星和不動産にはその点は感謝しているが、②のボーリング結果の解釈については納得をしていない。ボーリングデータをもらって、吹田地学会で分析をお願いしてまとめたので、その資料を配布させて頂き(資料 1 参照:「資料編 9. その他事項」に掲載)、吹田地学会から説明していただく。</p> <p>吹田地学会としては、配布資料に記載のとおり、1 つの解釈として、大林新星和不動産の「ボーリングデータより 2 層の粘土層(資料 1 (「資料編 9. その他事項」に掲載)の P4 に示す柱状対比図参照)が分布し、地層の最大傾斜方向は南西方向」という解釈とは別の「粘土層は 3 層(資料 1(「資料編 9. その他事項」に掲載)の P3 に示す柱状対比図参照)分布し、地層の最大傾斜方向は南方向」という解釈があり得ると考えている。</p> <p>吹田地学会から説明があったように、ボーリング調査結果から、大林新星和不動産は地下水の流れは南西方向に流れているため、日生グラウンドに降った雨の水は垂水神社の滝には関係しないと結論付けているが、吹田地学会の資料では、同じデータを確認した結果、地下水は南方向に流れており、事業の実施は垂水の滝に大いに影響すると結論付けており、結果が違っている。</p> <p>これを解決するには、ボーリングをあと 1 本掘れば、白黒つくのではないかと思うので、垂水神社関係者としては、是非やって頂きたいと考えている。</p> <p>これに関して、事業者は雨水について浸透柵、底の抜けた柵を設けて地中に逃がすということとをされると伺っており、これについては、見守っていかねばならないと思ってる。</p>	<p>本意見については、文書の配布がありましたので、その内容を確認し、またその後出された資料もありますので、これらを合わせて、以下のように考えています。</p> <p>事業計画地内の地層状況を把握するためにグラウンド等にてボーリング調査 6 箇所・各 30m を実施し、開発区域内の地層の傾斜等の把握に努めました。</p> <p>ボーリング調査に先立ち文献等にて周辺の地質状況を把握すると仏念寺山断層(東側が隆起)によって変位された地層は西傾斜から東傾斜に切り替わる地域であると予想されました。</p> <p>ボーリング調査結果から、開発区域内では砂質土が主体に分布し、主に 2 層の粘土層が分布することが確認され、粘土層の傾斜は南西傾斜であると想定しました。</p> <p>垂水の滝は標高 20m 前後の斜面からしみ出している地下水によるものですが、垂水の滝に接している地層は資料 1(「資料編 9. その他事項」に掲載)の P4 に示されている粘土層 1 と粘土層 2 に挟まれた砂質土層であり、本事業では帯水層への掘削を行わないことより垂水の滝への影響は少ないものと考えています。</p> <p>一方、吹田地学会の 10/2 提出資料(資料 1:「資料編 9. その他事項」に掲載)ではボーリング調査結果を考察して、3 層の粘土層が分布するとし、地層傾斜は南方向へ傾斜していると想定されています。</p> <p>また、吹田地学会の 10/23 提出資料(資料 2:「資料編 9. その他事項」に掲載)では、開発区域南側での掘削工事での地層露頭では地層傾斜は水平であることが確認され、10/2 提出資料が正しいとされています。</p> <p>垂水の滝へは表層部からの浸透した地下水(M1 粘土層(上記粘土層 1 に相当)の上部が帯水層)と推察しており開発区域の東端付近の表面からの浸透水が滝の量に影響を与えると考えておられます。</p> <p>双方の地層想定が異なっていますが、仮に吹田地学会で想定される地層であっても垂水の滝への影響が出るような雨水の地下浸透の減少が生じないように、雨水の地下浸透を考慮した雨水浸透柵設置に取り組みますので、本事業により受ける影響は少ないものと考えています。雨水浸透柵の構造及びその効果を資料 3(「資料編 9. その他事項」に掲載)に示します。</p>

表 15-1 (5) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
<p>その他 (地下水)</p>		<p>なお、本事業計画では、事業計画地東側の大部分を盛土する計画としており、吹田地学会が垂水の滝に影響があるとする表層の砂層を掘削する計画ではありません。</p> <p>その他、現況の地表等の状況につきましては、テニスコートは全天候型のアスファルト舗装が基盤となっているとともに、野球場・ソフトボール場・陸上競技場については、地下集水管が布設され浸透水を排水する構造になっています。このため、現状は雨水の地下浸透が多くない状況と考えられます。また、テニスコートの全天候型のアスファルト舗装は、解体することになるため、雨水の浸透性が向上するものと考えています。</p>
<p>その他</p>	<p>今回の意見交換会について、私が居住するマンションは全 86 戸あるが、全戸に案内書が入っていなかった。どういう経緯でそうなったのか、説明を求める。</p> <p>工事中の遵守事項（環境取組）が配布された資料（評価書案要約書）に記載されていないが、工事前に住民に配布してくれるのか。</p> <p>垂水町一丁目の方ではカラスに大変迷惑している。糞害や鳴き声もあり大変である。計画地でこれから緑化が進み、木も増えると、カラスの問題も大きくなる。事業者はカラスの問題を解決し、事業価値を考えるべきではないか。また、吹田市の考えはどうか。明確な回答を求める。</p>	<p>吹田市の条例に基づき、各戸配布ということで、住宅地図を確認しながら、配布しております。関係地域内をくまなく配布しましたが、中には配り漏れといったこともあったかもしれません。また、集合住宅などについては、セキュリティーの問題や投函禁止といったステッカーがあるところもあり、そういうところについては、配布をご遠慮させていただいたところもあり、原因は特定できませんが、それらのことが考えられると思います。申し訳ございませんでした。</p> <p>現在は、環境取組を踏まえ計画をしている段階で、計画が固まってから工事業者を決めることになっています。工事業者がまだ決まっていない状況ですので、工事業者が決まって、工事計画が確定したら近隣の皆様を対象に工事の説明会というのを行うことを考えています。環境取組を前提に工事を行っていくということで考えております。</p> <p>動植物の調査も行っており、カラスについても観察しており、多いということも確認しております。現在は、計画地の中というよりも、周辺で生息しているということを確認しております。事業によって、カラスの住みかが変わるということはないと考えています。今後、緑化の計画もありますので、ご意見としてお伺いして、そういうことも注意していきたいと思っております。</p>

表 15-1 (6) 評価書案意見交換会における意見の概要及びこれに対する事業者の見解

項目	意見の概要	事業者の見解
その他	意見書を出しても回答がない。前回の提案書の際も一切回答がない。まずい話は回答しないんでしょう。	前回の提案書の際に頂いた意見書については、回答を評価書案要約書にも載せていますし、吹田市のホームページにも公開されています。意見書、質問書として出させていただくと、事業者の見解書として吹田市に提出し、吹田市から公開していただきます。
	ここで出された意見については無視ですか。 前回は、円山垂水一号线について、道路公団の防音壁が出張ってきたため、狭くなり、あのまま放置しておく大変危険だと、吹田市に申しあげている。	この意見交換会でいただいた本事業に対するご意見、また、意見書、質問書にて頂いたご意見についても、評価書に記載させていただき、事業者の見解書については、吹田市のホームページで公開されます。
	こういう機会はまたもって頂けるのか。 工事開始までは、まだ少し時間がかかるのか。 工事説明会はあるのか。	評価書案の意見交換会は、本日だけと考えております。 工事の開始につきましては、アセスの進捗状況にもよりますので確定ではありませんが、我々の希望としましては、平成 29 年の春頃からの着工を希望しています。 工事に関することにつきましては、事業者が決まり次第、また必要な事項について、住民の方々にお知らせさせていただく考えです。



また、参考として、評価書案意見交換会において行政に対して述べられた質問等の概要及びこれに対する行政の回答は、表15-2に示すとおりである。

表 15-2(1) 行政に対しての質問等の概要及びこれに対する行政の回答

項目	質問等の概要	行政の回答
事業計画	<p>評価書案要約書 P7の排水設備計画について、現在、排水をどのような方法で、どちらに流されるのか。</p> <p>今でも雨が降るとあふれるなどの問題が起こっている。現状の問題も含めて、吹田市はこの計画を了承しているのか。</p> <p>また、汚水についてはどうか。300軒の1割として、30軒が1軒当たり40～50リットルの汚水を同時に流すとしたら1200リットルにもなる。吹田市の下水課の方にも聞きたい。</p>	<p>(吹田市環境政策室)</p> <p>本日、下水道部は参加していませんが、技術的な協議の方を事業者と下水道部の方で行っていくこととなりますので、ご指摘については下水道部も把握していると思います。貴重なご意見として賜りまして、今後、事業者との協議の中で、問題が起こらないように、現状、問題があることも踏まえながら、事業者と市で協議を進めてまいりたいと思います。</p>
安全	<p>防災というのは非常に大きな問題だ。現在、私達は避難所は日生グラウンドだと吹田市から説明を受けている。今回、日生グラウンドがなくなることについて具体的に我々がどこに避難すればいいのか教えてほしい。</p> <p>一時避難地が一時的に避難する場所だとしても、たったこれだけの公園に一時避難しなければならないのか。</p>	<p>(吹田市危機管理室)</p> <p>一時避難地は、地震等災害時に一時的に避難していただく場所で、一定の広さのあるところを指定していますが、災害時に家が全半壊する等して避難生活を送って頂く避難所のことではありません。避難所は小学校、中学校、公民館などの施設が指定されています。</p> <p>また、市の防災計画では、お近くの避難所や一時避難地の場所はお示ししています。しかし、どこの住民の方が、どの一時避難地、避難所に行くかということは、災害時の状況により変わりますので、指定をしておりません。安全に、早く行けるところに避難してください。</p> <p>なお、一時避難地は、基本的には公共の土地ですが、一部、民間にもお願いし承諾を得て指定をしております。今回、千里山グラウンドの土地活用ということで、事業者が戸建開発を計画されていますが、一時避難の機能がなくなるものではありません。事業者の方で計4,000㎡程の公園を計画するとともに、防災機能をアップさせることを検討されています。一時避難地の空間としては、1㎡あたり1人で算定しますので、4,000㎡の場合、4,000人収容となります。また、この地域については現在、関西大学が、今後、一時避難地の機能プラス避難所機能も備えて頂くことも検討しており、この地域トータルの防災機能を確保していくことを考えています。</p>

表 15-2(2) 行政に対しての質問等の概要及びこれに対する行政の回答

項目	質問等の概要	行政の回答
その他	<p>審査会のメンバーと、どこからどういう問題が挙がってきたときに審査するのか。</p>	<p>(吹田市環境政策室)                      環境影響評価制度は、一定の規模の事業につきまして、条例の対象としています。今回の住宅団地の建設で言いますと、3haまたは 500 戸以上の住宅が建つ場合に、アセスメントの審査会を開催するということになっております。                      メンバーは、地元の大阪大学、関西大学を中心に 15 名のメンバーとなっております。後ほど、メンバーについては、お知らせさせていただきます。</p>
	<p>垂水町一丁目の方ではカラスに大変迷惑している。糞害や鳴き声もあり大変である。計画地でこれから緑化が進み、木も増えると、カラスの問題も大きくなる。事業者はカラスの問題を解決し、事業価値を考えるべきではないか。また、吹田市の考えはどうか。明確な回答を求める。</p>	<p>(吹田市環境政策室)                      カラスの問題については、いたるところ、市内全域、本市域に限らずだと思えます。ですが、カラスは鳥獣保護管理法により保護をされており、カラスにごみなどで餌を与えないように、市民の皆さんと自治体のできることをやりながらカラス対策を進めさせていただくということしかないと思っております。</p>